

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 218 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 18 年 7 月 23 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、実施機関が平成 18 年 7 月 14 日付け総総第 11 号で行った異議申立てに対する決定に係る開示請求（以下「別事案に係る開示請求」という。）で挙げられていた 2 台の乗用車に係る自動車登録番号を「特定車両」という文字へ変更した理由並びにその法的根拠が記載されている行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 18 年 8 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 8 月 20 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のものをいう。以下同じ。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 本件異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 本件異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、広島県庁外来者駐車場の駐車区画外に長時間にわたって駐車していた 2 台の乗用車に係る利用目的が商用であるとの説明を行い、当該乗用車 2 台の登録番号については、総務企画部管理総室総務室長及び総務部総務管理局総務室長（以下「総務室長」という。）が意図的に「特定車両」という文字へ変更した上で、公文書である行政文書開示請求書及び決定書などの記録から削除した。

このことは、広島県庁外来者駐車場の目的外利用（商用と偽った利用を含む。）及び広島県と当該「特定車両」の所有者等との癒着の事実を隠匿しようとする画策した

ものである。

- (2) 実施機関は、担当者の裁量のみで可能であるとして、別事案に係る開示請求に記載した「〇〇」及び「〇〇」の自動車登録番号を「特定車両」という文字への変更を強行したとも考えられる。
- (3) しかし行政文書の開示決定等における「行政文書の件名又は内容」の取扱いについて、国又は広島県の他の部署が行う開示決定等の場合は、開示請求の内容を原文のまま掲載することが通例であり、総務室の変更手法は異例であることから、総務室が使用する部内のマニュアルがあると考えられる。
- (4) 実施機関の理由説明書によれば、少なくとも実施機関においては、開示決定等において、対象となる行政文書が存在する場合には、開示請求書には行政文書の「内容」が記載されていても「名称」を記載しており、また、対象となる行政文書が存在しない場合には、開示請求の内容を簡潔に記載しているのであって、開示請求の内容を原文のまま記載することが通例とは言えない、と明記している。

この点については、開示請求先が広島県警察本部長、国土交通省、内閣府の場合など、客観的な事例を自らが確認すれば明らかなことであり、実施機関の担当者がその事実を知らないことを力説しているに過ぎない。さらには、開示請求書の「行政文書の件名又は内容」欄に記述された文字のうち、実施機関にとって不都合と考えられる表現についてはその文字（表現）を意図的に削除することが常態化している。

- (5) 実施機関の理由説明書によれば、開示請求書に記載された2つの自動車登録番号を「特定車両」と言い換えて簡潔に表現することは特段異例の取扱いではないことから、起案文書においても、取り立てて「変更した理由」を記載しているわけではなく、まして、変更について部内のマニュアルなどあるはずがない、と明記している。

この点については、別事案に係る開示請求で記載した2台の個別の自動車登録番号を公文書に明記すると、広島県外来者駐車場の目的外理由（商用と偽った利用を含む。）及び広島県と当該「特定車両」の所有者（使用者を含む。）との癒着が疑われることから、これを回避しようと不開示決定を画策したものと史料される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成15年8月10日付けで、「広島県庁外来者駐車場の駐車区画外に駐車していた『〇〇』及び『〇〇』の利用目的がいわゆる商用であるとの回答が平成15年6月20日（金）にあった経緯を踏まえ、当該事実が客観的に判断できる記録。なお、当該車両についての最近の利用目的（商用等）を明らかにする文書でも構わない。」とする別事案に係る開示請求を行った。
- (2) 別事案に係る開示請求に対し、実施機関は、対象行政文書が存在しないことを理由とする不開示決定（以下「別事案に係る不存決定」という。）を行い、平成

15年8月22日付けで異議申立人に通知した。別事案に係る不存在決定に係る通知書の「行政文書の件名」欄には、「広島県庁外来者駐車場の駐車区画外に駐車していた特定車両の利用目的についての記録」と記載した。

- (3) 異議申立人は、別事案に係る不存在決定が不当であるとして、平成15年9月22日付けで異議申立て（以下「別事案に係る異議申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成18年7月14日付けで、別事案に係る異議申立てを棄却する決定（以下「別事案に係る決定」という。）を行った。
- (5) 異議申立人は、別事案に係る不存在決定及び別事案に係る決定において、別事案に係る開示請求書に記載された自動車登録番号を「特定車両」と変更した理由及びその法的根拠が記載されている行政文書を求める本件請求を行った。
- (6) 実施機関は、本件請求に対して本件処分を行い、異議申立人は、本件処分が不当であるとして本件異議申立てを行った。

2 本件処分を行った理由

(1) 別事案に係る不存在決定について

異議申立人は、上記第3の2(3)のとおり主張するが、少なくとも実施機関においては、開示決定等において、対象となる行政文書が存在する場合には、開示請求書には行政文書の「内容」が記載されていても「名称」を記載しており、また、対象となる行政文書が存在しない場合には、開示請求の内容を簡潔に記載しているのであって、開示請求の内容を原文のまま記載することが通例とは言えない。

別事案に係る不存在決定に係る通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄にどのような表現で記載するかは同決定の起案文書で決定したが、別事案に係る開示請求で記載された2つの自動車登録番号を「特定車両」と言い換えて簡潔に表現することは特段異例の取扱いではないことから、起案文書においても、取り立てて「変更した理由」を記載しているわけではなく、まして、変更について部内のマニュアルなどあるはずがない。

(2) 別事案に係る決定について

必ずしも明確ではないが、異議申立人は、別事案に係る決定においても、2台の自動車登録番号を「特定車両」に変更したことについての理由等が記載された文書が存在するはずだと主張しているようである。

しかしながら、別事案に係る異議申立てに対する決定書においては「開示請求書に記載した2台の車両を「以下『特定車両』という。」と定義しており、別事案に係る開示請求に記載された自動車登録番号を持つ車両を「特定車両」と言い換えていること自体を文中に明記している。

それにもかかわらず、なぜ「特定車両」という語に言い換えることとしたかの理由や法的根拠を別の行政文書に記載することなどまったく必要ないのであり、事実、起案文書等にもそれらを記載したものは無い。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

異議申立人は、本件請求に係る開示請求書において、別事案に係る決定が不当な決定である旨記載した上で本件請求を行っているほか、異議申立書において、行政文書開示請求に対する開示決定等の通知書の記載方法について触れている。

以上のことから、本件請求は、実施機関が、別事案に係る不存在決定及び別事案に係る決定において、別事案に係る開示請求書に記載されていた2台の乗用車の自動車登録番号を「特定車両」という文字へ変更したことについて、理由及び法的根拠が記載されている文書を求めるものと解し、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別事案に係る不存在決定について

実施機関が開示請求に対して作成する不存在通知書の様式は、広島県情報公開条例施行規則（平成17年広島県規則第17号。以下「施行規則」という。）別記様式第6号のとおりとされ、同通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄には、開示請求の内容に該当するものとして特定した行政文書名を記載することになる。

しかし、別事案に係る不存在決定のように、開示請求の内容に該当する行政文書を作成又は取得していない場合は、「行政文書の件名」を記載できないことがあり、この場合には、「開示請求に係る行政文書の内容」を記載することになる。

その際、不存在通知書には、開示請求書に記載された行政文書の内容を記載することが基本であると思われるが、開示請求の趣旨を踏まえて、開示請求書に記載された内容を、簡潔かつ明瞭な表現で記載したり一部を省略して記載する場合があることを否定するものではない。

その程度は、実施機関と開示請求者との間で、通知の対象となる開示請求を特定できる程度であれば許容されるものといえ、別事案における不存在決定においては、開示請求年月日と併せて、通知の対象となる開示請求を十分特定できると認められる。

また、別事案に係る不存在決定以外でも、実施機関が、不存在通知書において開示請求の内容の一部を省略して記載している事例は、当審査会としても多数確認しているところである。

(2) 別事案に係る決定について

行政不服審査法には、異議申立てに対する決定書における具体的な表現方法に関する定めはなく、異議申立ての対象となった処分や処分に至る経緯を記述する中で、異議申立人の請求の内容の一部を省略して記載する場合があることを否定するものではない。

その程度は、異議申立人と処分庁との間で、決定に係る申請や処分の対象や要旨が分かる程度であれば許容されるものといえ、別事案に係る決定においては、異議申立て年月日等と併せて申請等の対象や要旨を十分特定できると認められる。

(3) その他

異議申立人は、文字の変更に関し、部内のマニュアルがあるはずである旨主張するので、当審査会から実施機関に対して関連する規程等を求め、提出された広島県

情報公開事務等取扱要綱（平成 13 年 3 月 29 日制定）を見分したところ、行政文書の開示に関する事務等の取扱いについて定められていたが、不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄や異議申立ての決定書の具体的な記載方法については、特段の定めはなかった。

また、実施機関における公用文に関する規程（昭和 57 年広島県訓令第 1 号）及び「文書事務の手引き」を見分したところ、公用文の書き方や用字・用語等の一般的な定めしかなく、異議申立ての決定書の文例は掲載されていたが、具体的な表現方法まで定めたものではなかった。

さらに、別事案に係る不存在決定及び別事案に係る決定を行った際の起案文書の提出を求め、当審査会において見分したところ、「特定車両」という文字に変更する理由等の記載はなかった。

- (4) 以上のことから、不存在決定通知書及び異議申立てに対する決定書の案を含む起案が決裁を受ければ、それで足りると解されるのであり、実施機関が、本件請求の対象となる文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 9. 15	・ 諮問を受けた。
18. 9. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 4	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 1. 12	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 1. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 3. 23 (平成 29 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 20 (平成 30 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授